

令和7年度補正

「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等  
事業費補助金」

(DRリソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業)

## 家庭用蓄電システム導入支援事業

### 公募要領

#### 1. 1版

2026年3月26日

## 補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という。）と大日本印刷株式会社（以下、「DNP」という。）の二者により構成され、SIIを幹事社とする令和7年度補正蓄電システム等導入支援事業事務局（以下、「事務局」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、事務局としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「補助金適正化法」という。）」及び事務局が定める「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DRリソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業）交付規程（以下、「交付規程」という。）」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。  
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を事務局に返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、事務局及びSIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ 事務局から補助金の交付決定を通知する前に、補助対象設備に係る契約等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません。（補助事業の実施体制が何重であっても同様）
- ⑦ 補助金で取得又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について事務局の承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。  
なお、事務局は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。  
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう。（以下同じ）  
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいいます。
- ⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、事務局発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ 事務局は、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ（以下、「HP」という。）等で公表することがあります。

令和7年度補正蓄電システム等導入支援事業事務局  
代表幹事 SII

# 目次

1. 事業概要	.....	5～12
用語の解説	.....	5～6
1-1 事業の目的	.....	7
1-2 事業名称	.....	7
1-3 事業規模	.....	7
1-4 事業スキーム	.....	7
1-5 補助対象となる事業	.....	8
1-6 補助対象事業者・申請者	.....	8
1-7 家庭用蓄電システムの登録	.....	9～10
1-8 補助対象設備	.....	9～10
1-9 補助対象経費	.....	10
1-10 申請単位	.....	11
1-11 補助率・補助上限額	.....	11
1-12 補助事業期間	.....	12
1-13 公募期間	.....	12
2. アグリ型	.....	14～17
2-1 蓄電池アグリゲーターの位置付け	.....	14
2-2 蓄電池アグリゲーターの要件	.....	14
2-3 蓄電池アグリゲーターの役割	.....	15
2-4 DR契約について	.....	16
2-5 本事業におけるDRの流れ	.....	16
2-6 蓄電池アグリゲーターの登録	.....	17
2-7 申請方法	.....	17
2-8 添付書類	.....	17
3. 小売型	.....	19～22
3-1 小売電気事業者の位置付け	.....	19
3-2 小売電気事業者の要件	.....	19
3-3 小売電気事業者の役割	.....	20
3-4 DRメニューについて	.....	21
3-5 データ報告について	.....	21
3-6 小売電気事業者及びDRメニューの登録	.....	21
3-7 申請方法	.....	22
3-8 添付書類	.....	22
4. 共同実施事業者	.....	24～26
4-1 共同実施事業者	.....	24
4-2 共同実施事業者登録	.....	24
4-3 共同実施事業者の役割	.....	25～26

# 目次

5. 交付申請	.....	28～30
5-1 申請期間	.....	28
5-2 申請の流れ	.....	28
5-3 提出書類一覧	.....	29
5-4 問い合わせ	.....	30
6. 事業の実施	.....	32～37
6-1 審査及び交付の決定について	.....	32
6-2 採択結果の公表について	.....	32
6-3 採択事業者への連絡について	.....	32
6-4 補助事業の開始について	.....	32
6-5 補助事業の計画変更について	.....	33
6-6 補助事業の完了について	.....	33
6-7 実績報告及び額の確定について	.....	33
6-8 補助金の支払いについて	.....	34
6-9 取得財産等の管理等について	.....	34
6-10 罰則・加算金等について	.....	34
6-11 暴力団排除について	.....	35
補足① リース等の利用について	.....	36
補足② 利益等排除について	.....	36
補足③ 個別クレジットについて	.....	37
7. 個人情報の取扱いについて	.....	39～40

# 1.事業概要

# 1. 事業概要

## 用語の解説

本事業、本公募要領における用語は、以下に掲げるとおりとする。

- 家庭用蓄電システム
  - －蓄電池部、電力変換装置、計測・表示装置、筐体及びその他構成に必要な機器から構成されるシステムで、一つのパッケージとして取り扱うシステム。本事業で補助対象となるものは事前にSIIに登録された蓄電システムのみとする。
- デマンドレスポンス（DR）
  - －電力の需要量と供給量を合わせる手法の一つで、上げDRと下げDRの二つの種類がある。本公募要領では「DR」と表記する。
- 上げDR
  - －電気の需要量を増やすDRで、例えば再生可能エネルギーの供給が過剰となり、電力の供給が過多になってしまう時に蓄電システムを充電モードにする等で需要を創出するDR。
- 下げDR
  - －電気の需要量を減らすDRで、例えば電力の需給ひっ迫時等に無理のない範囲で空調等の使用を制限したり、蓄電システムの電気を使用することで需要を抑制するDR。
- 蓄電池アグリゲーター
  - －本事業を通じて導入される蓄電システムを活用し、電力需給ひっ迫時や再エネ出力制御にあわせて需要家が所有している蓄電システムに対してDRを行う事業者。
- DR契約
  - －需給ひっ迫時や再エネ出力制御対策で貢献することを目的として、本事業を通じて家庭用蓄電システムを導入した需要家と蓄電池アグリゲーターが締結する契約又は同意であって、その内容に上げDRと下げDRの実施、蓄電システムの遠隔コントロール等を含むもの。
- DRメニュー
  - －本事業において、小売電気事業者がインバランスの回避や需給ひっ迫時に高騰する卸電力市場からの調達回避等を目的として提供する電気料金や経済的インセンティブを付与するサービス。需要家にとっても料金高騰対策となるその取組は、電気料金型DRとインセンティブ型DRに分類される。

# 1. 事業概要

- 電気料金型DR
  - 需要のピーク時に電気料金を値上げする、再エネ出力制御発生時に電気料金を値下げする等、多様な電気料金を設定することで、需要家にDRを促すもの。
- インセンティブ型DR
  - 事前の契約等に基づき、小売電気事業者等から需要家又は需要家の蓄電システムに指令し、需要家がDRを実施することで、対価としてインセンティブ（報奨金等）を得るもの。
- 蓄電池アグリゲーター型
  - 本事業の申請パターンの一つで、補助事業者と蓄電池アグリゲーターがDR契約を締結し、事業を実施する。本公募要領では「アグリ型」と表記する。
- 小売電気事業者型
  - 本事業の申請パターンの一つで、補助事業者が小売電気事業者が提供するDRメニューに加入し、事業を実施する。本公募要領では「小売型」と表記する。
- 需要家
  - 小売電気事業者と電気契約等を締結し、電力を使用する者。本事業では補助金を受けて蓄電システムを導入する個人（個人事業主含む。）又は法人。
- 申請者
  - 補助対象となる蓄電システムの購入を検討し、補助金の申請をする需要家等。
- 販売事業者
  - 蓄電システムを販売する事業者で、需要家と蓄電システムの売買契約を締結する事業者。
- 共同実施事業者
  - 需要家等と共に申請を行い、補助金の交付申請手続き、補助事業の実施～補助事業の完了、実績報告～精算払請求手続きを需要家等と責任をもって遂行する者。
- 目標価格
  - 補助対象となる蓄電システムの購入価格（設備費、工事費の合計）の上限価格。購入価格が目標価格を上回る場合は申請不可となる。
- IoT化関連機器
  - IoTとは「Internet of Things」の略であり、モノをインターネットに繋ぐための機器。

# 1. 事業概要

## 1-1. 事業の目的

2050年のカーボンニュートラル、2040年のエネルギーミックス達成に向けては、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）の最大限の導入・活用が必要不可欠である。2040年の電源構成は再エネ比率が4割～5割程度と設定されており、より一層の再エネ設備導入促進の観点から蓄電池への期待は非常に大きいものとされている。家庭用蓄電池の市場規模は世界の各国と比べても非常に高い水準ではあるが、再エネ設備の導入拡大という観点から今後更なる導入が期待されている。

また、DRへの活用が可能な家庭用蓄電池の更なる活用を図り、電力需給ひっ迫時だけでなく再エネ出力制御対策にも活用することで、電力の安定供給及び再エネ設備の更なる導入加速に貢献する。

## 1-2. 事業名称

令和7年度補正「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金」  
 （DRリソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業）  
 家庭用蓄電システム導入支援事業（DR家庭用蓄電池）

## 1-3. 事業規模

「家庭用蓄電システム導入支援事業」、「業務産業用蓄電システム導入支援事業」及び「デマンドリソースの拡大に向けたIoT化推進事業」の合計59.6億円の内、54億円程度※。

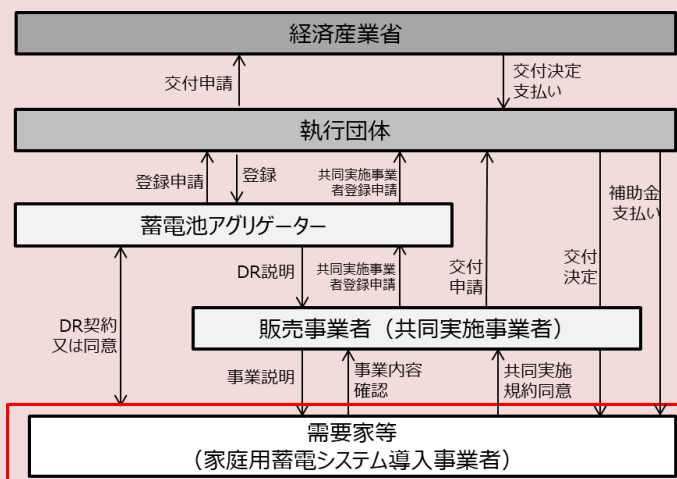
※ 各事業の執行状況によっては、事業間で予算の流用を行う場合がある。

## 1-4. 事業スキーム

本事業は、導入する蓄電システムをDRに活用可能とするために、以下の2パターンの内、どちらかで申請をする必要がある。需要家等の家庭用蓄電システム導入事業者及び販売事業者（共同実施事業者）は自身がどちらの型で事業に参加をするのか事前に検討すること。

※以下の図は代表的なスキームであり、この限りではない。赤枠は本事業での補助事業者。

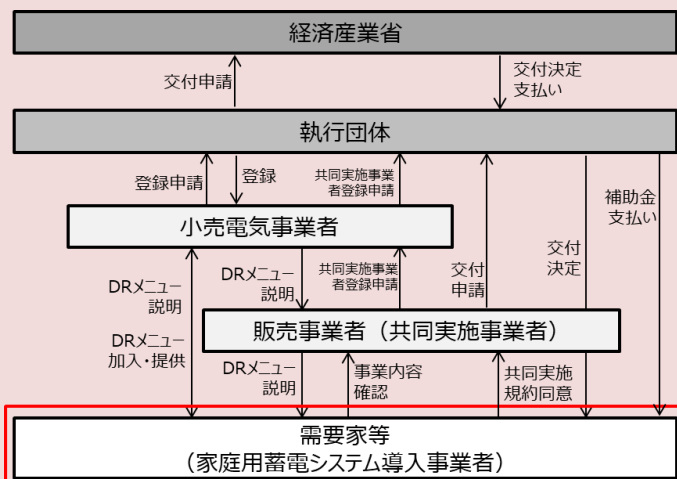
### ◆アグリ型◆



蓄電池アグリゲーターとDR契約※を行い、蓄電池アグリゲーターが導入する蓄電システムに対して遠隔制御や制御指示等を行うパターン。

※蓄電池アグリゲーター及びDR契約については P.14～17参照

### ◆小売型◆



小売電気事業者が提供するDRメニュー※に加入し、電力需給をコントロールするパターン。

※小売電気事業者及びDRメニューについては P.19～22参照

# 1. 事業概要

## 1-5. 補助対象となる事業

日本国内において、DRに活用可能なリソースとして、家庭用蓄電システムを新規で導入する事業を補助対象事業（以下、「補助事業」という。）とする。

※家庭用蓄電システムの要件はP.9【1-7.家庭用蓄電システムの登録】【1-8.補助対象設備】を参照。

## 1-6. 補助対象事業者・申請者

本事業では、家庭用蓄電システムを新規で導入する需要家等が補助対象事業者となる。また、需要家等と家庭用蓄電システムの売買契約を締結する販売事業者が共同実施事業者となり、需要家等と共に交付申請を行うこととする。

下記①～⑦の要件を全て満たす者を、補助対象事業者（以下、「補助事業者」という。）とする。

- ① 日本国内において事業活動を営んでいる法人若しくは個人事業主又は日本国内に居住する個人であること。
- ② 補助事業により導入する補助対象設備の所有者であること。  
 ※リース等により補助対象設備を導入する場合は、リース事業者と設備の使用者が共同で申請すること。通常のリース以外又はTPOモデル等での申請をする場合は、事前にSIIに確認すること。その際は、スキーム図を添えて連絡すること。
- ③ 補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤（個人を除く。）を有し、事業の継続性が認められる者であること。
- ④ 以下の（１）、（２）のいずれかに該当する者であること。
  - （１）導入する蓄電システムを対象にDRを行うことについて、蓄電池アグリゲーターとDR契約※<sup>1</sup>を締結する者であること。
  - （２）小売電気事業者が提供するDRメニュー※<sup>2</sup>に加入する者であること。
 DR契約又はDRメニューへの加入は少なくとも2028年3月31日まで（以下、DR対応期間という。）継続すること。  
 ※<sup>1</sup> DR契約については、P. 16【2-4. DR契約について】参照。  
 ※<sup>2</sup> DRメニューについては、P. 21【3-4. DRメニューについて】参照。
- ⑤ 申請者が個人の場合は、自身の電子メールアドレスを所有し、原則、申請前にSIIが指定する本人確認（proost）を使用することに同意できる者であること。
- ⑥ DRの実施状況等についての報告を国又はSIIが求めた際、DR対応期間中の実施状況を蓄電池アグリゲーター又は小売電気事業者が報告を行うことに同意できる者であること。また、DR対応期間終了後であっても、補助対象設備の処分制限期間中は善良なる管理者として使用し、補助対象設備の活用状況についてSIIから求めがあった場合は対応し、活用状況に変更（売却や廃棄を含む。）が必要な場合は事前にSIIに連絡できる者であること。
- ⑦ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。  
 ※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は認めない。

# 1. 事業概要

## 1-7. 家庭用蓄電システムの登録

本事業では、本事業に登録された蓄電池アグリゲーターまたは小売電気事業者が、事前に以下①～⑤の全ての要件を満たした家庭用蓄電システムをDR対象機器として登録すること。

### ① SIIで事前に登録された機器であること。

※ 令和7年度家庭用蓄電システム登録済み製品一覧：<https://zehweb.jp/registration/battery/>

※ 令和7年度中に登録された蓄電システムは、令和7年度に登録された情報を参照する。

※ 令和8年度中に新規で登録された蓄電システムも対象とする。

※ JIS C 8715-2の認証取得をしていなく、IEC62619の認証取得のみをしている、又はJIS C 4412の認証取得をしていなく、IEC62909-1の認証取得のみをしている機器で本事業への申請を検討する場合は個別にSIIに相談すること。

### ② セキュリティ対策として、以下1.～3.をSIIが確認ができる蓄電システムであること。

1. 導入する蓄電システムが採用する全ての制御システムのセキュリティに関する主要な構成製品（BMS、PCS、EMS等※）について、JC-STAR★1を取得していること。

<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html>

2. 制御システムのうち、IP通信機能を持たないためにJC-STARの取得対象にならない機器を含む場合は、IPとのプロトコル変換を行う機器を組み入れた構成等としてJC-STAR★1を取得していること。また、クラウド上に搭載されるために、JC-STARの取得対象にならない機器を含む場合等は、取得対象にならないことの根拠を明示し、同等のセキュリティ対策を講じていること。

3. 導入する機器とJC-STAR★1の取得対象機器と取得内容との整合、システム構成図上でセキュリティ対策が明示されていること。

※ 外部と直接通信を行わない場合でも、外部との間接的な通信などを通じて、設備全体に影響を及ぼす可能性のある機器を含む。

### ③ JIS C 4414の規格に準拠し、ラベル表示があること

### ④ 本事業を通じて設置する家庭用蓄電システムについては、JIS C 8715-2、IEC62619の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書等を取得していること（モジュール以上）。

### ⑤ 採用予定の蓄電システムのBMSのメーカー等について、過去5年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準等に反していないこと及びその他の開発供給の適切性が確保されていることを確認できること。

## 1-8. 補助対象設備

1-7. にて本事業に登録された家庭用蓄電システムのうち、以下の①～⑤をすべて満たす蓄電システムを補助対象設備とする。

### ① 本事業の実施のために新規で導入される蓄電システムであること。

### ② 各種法令等に準拠し、設置される蓄電システムであること。

### ③ DRに対応可能な蓄電システムであること。

※ IoT化関連機器（HEMS GW等）を介したDR対応も可とする。なお、IoT化関連機器を新たに設置する場合には、当該機器はJC-STAR★1を取得していること。

<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html>

※ DRメニューでの対応も可とする。

### ④ 需要側（民生住宅、店舗、事務所等）へ設置される蓄電システムであること。

### ⑤ 蓄電システム購入価格と工事費の合計が、2025年度の目標価格以下であること。

● 2025年度目標価格（設備費+工事費・据付費、税抜）12.5万円/kWh（蓄電容量）

# 1. 事業概要

## ●家庭用蓄電システムの目標価格との比較についての注意点

目標価格と比較する際、以下に当てはまるものはパターンに応じて比較する金額から控除が可能となる。

- ① 電力変換装置が、再エネ発電設備の電力変換装置と一体型（ハイブリッド）であり、家庭用蓄電システムに係る部分のみを切り分けられない場合。
- ② 系統連系保護装置等の認証で蓄電池による逆潮流機能を有する場合

パターン1 ①のみ当てはまる場合	パターン2 ②のみ当てはまる場合	パターン3 ①、②両方当てはまる場合
当該電力変換装置の <b>定格出力（系統側）1kWあたり2万円を控除できる。</b>	当該電力変換装置の <b>定格出力（系統側）1kWあたり1万円を控除できる。</b>	当該電力変換装置の <b>定格出力（系統側）1kWあたり3万円を控除できる。</b>

※いずれのパターンにおいても、定格出力の小数点第二位以下は切り捨て

## 1-9. 補助対象経費

補助対象経費は、家庭用蓄電システムの設置に係る以下の①及び②とする。

- ①設備費： SIIに登録されているパッケージ型番の範囲の設備費
- ②工事費： 家庭用蓄電システムを設置するのに必要最低限の工事費・据付費

## ●補助対象外設備及び補助対象外経費の留意点

- ・ 交付申請時の事業計画から変更があり、DR対応不可な機器構成に変更する場合の補助対象設備等に係る費用は補助対象外とする。
- ・ SIIの検査において、当該補助事業に要する経費として申請を行っていない内容についても、SIIが開示を求めた場合には、開示すること。
- ・ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請すること。  
その場合、次の算式を明記すること。  
【補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額】
- ・ 金融機関に対する振込手数料は、補助対象外とする。但し、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することが可能。（支払方法の詳細はP.33参照）
- ・ 自社からの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること。（P.36参照）
- ・ 事業完了時点で使用する予定のない設備、予備品及びそれらに必要な工事は対象外とする。
- ・ その他、SIIが対象経費として認められないと判断した経費は、補助対象外とする。

## 【他の国庫補助金等との重複】

- ・ 本補助金と、他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできない。
- ・ 税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口を確認すること。
- ・ 本事業で申請している補助対象設備を、他の国庫補助金でも申請し、交付決定前に他の国庫補助金が交付された場合、速やかにSIIに連絡すること。
- ・ 地方自治体が発行する補助金や助成金との併用については、当該地方自治体に確認すること。

# 1. 事業概要

## 1-10. 申請単位

1 申請あたりの申請単位：

一般送配電事業者等との系統連系契約（申込）ごと又は小売電気事業者との電力契約ごと

## 1-11. 補助率・補助上限額

補助率及び補助上限額は、以下の表のとおりとする。

補助金の金額は、以下の計算で算出した金額の内、最も低い金額となる。

※算出の際、1円未満は切り捨て

- ① 補助金基準額及び評価による補助増額から算出される金額
- ② 設備費と工事費の合計金額に補助率を乗じた金額
- ③ 1申請あたりの補助上限の金額

対象設備	補助金基準額※ (1台あたり)	費用区分	補助率	補助金上限額 (1申請あたり)
家庭用蓄電システム	3.45万円/kWh 初期実効容量※	設備費 工事費	3/10以内	60万円

※機器の初期実効容量は、本事業の特設サイト（蓄電システム製品一覧）にて公開をする。なお、令和7年度中にSIIに登録された機器については、令和7年度に登録された情報を参照する。

### ●蓄電システム評価による補助増額

以下の項目における評価基準を満たす蓄電システムについては、補助金基準額に下記kWh単価を上乗せする。複数項目の評価基準を満たす場合は、上乗せ分を重複させることが可能。

項目	評価基準	増額
①レジリエンス	故障や自然災害など有事の際のレジリエンス確保の観点から以下の2点を共に満たしている場合 ・蓄電システムの早期復旧や原因説明が可能な体制が整えられている ・蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（電池セル等）を迅速に供給できる拠点が整えられている	0.2万円/kWh 初期実効容量
②廃棄物処理法上の広域認定の取得	採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において蓄電池関連製品での認定を取得している	0.1万円/kWh 初期実効容量

※本事業で申請可能な各蓄電システムの補助金基準額については、本事業の特設サイト（蓄電システム製品一覧）にて公開をする。

※蓄電システムメーカーは、登録されている蓄電システムの補助増額を受ける場合にはSIIが指定する日時までに蓄電システムメーカーからSIIに評価基準を満たしていることを申告する必要がある。

# 1. 事業概要

## 1-12. 補助事業期間

補助事業の開始日と完了日については、下記のとおりとする。

### ・補助事業開始日

補助事業の開始日は、SIIが補助事業の交付を決定した日（交付決定日）以降とする。

**※交付決定前に需要家-販売事業者間にて、蓄電システムに係る売買契約又は受発注及び支払いを行った場合は、事由によらず補助対象外となるので、注意すること。**

※ 交付決定前に着手可能／着手不可な行為については、P.28参照

### ・補助事業完了日

補助事業の完了日は、補助事業が下記①～④を全て完了させた日とする。

**※補助事業完了日の最終期限は2027年1月14日（木）とする**

- ① 蓄電システムに係るDR契約の締結（若しくは同意）又はDRメニューの加入完了
- ② 蓄電システムの設置及び通電確認完了  
※系統連系の完了を確認した後に通電確認を行うこと
- ③ 蓄電システムの検収完了（IoT化関連機器含む）
- ④ 補助事業者（申請者）による補助対象経費の全額支出の完了

## 1-13. 公募期間

公募期間：2026年3月24日（火）～ 2026年12月10日（木）

補助金申請額の合計が予算額に達した場合、申請受付期間内であっても交付申請の受付を終了する。予算状況は本事業の特設サイトを参照のこと。

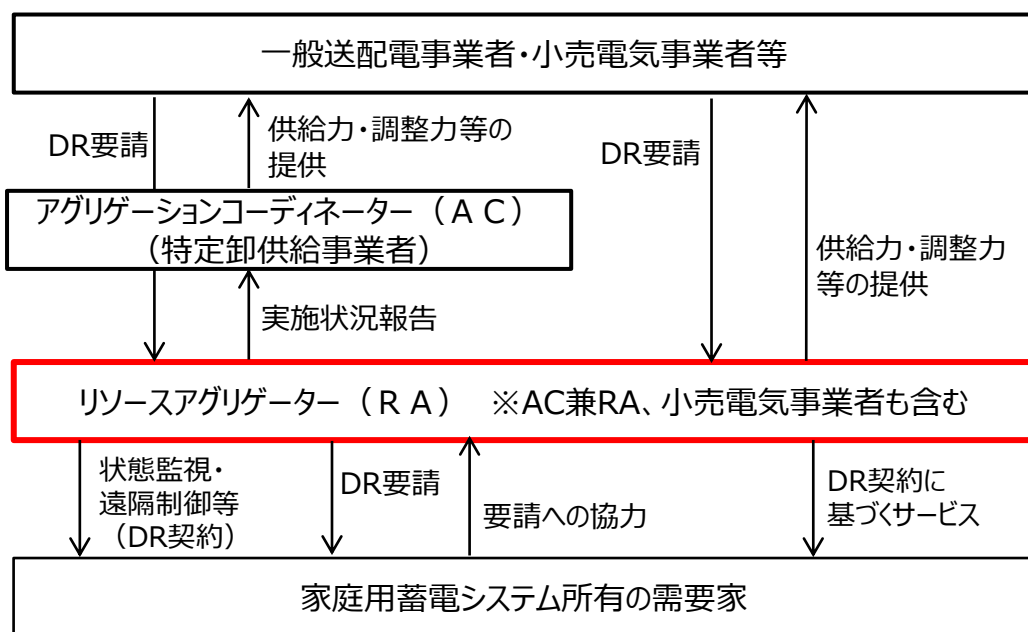
## 2. アグリ型

### 2-1. 蓄電池アグリゲーターの位置付け

本事業における蓄電池アグリゲーターとは、本事業を通じて導入される蓄電システムを活用し、電力需給ひっ迫時や再エネ出力制御にあわせて需要家が所有している蓄電システムに対してDRを行う事業者である。

※蓄電池アグリゲーターは本事業においてのみ使用される文言であり、電気事業法における特定卸供給事業者とは異なる。

#### 【参考】 DRの実施体制イメージ



※赤枠が本事業にて、登録対象となる蓄電池アグリゲーター

### 2-2. 蓄電池アグリゲーターの要件

以下①～⑦の要件を全て満たす事業者を、蓄電池アグリゲーターとして、SIIは登録及び公表をする。

- ① 日本国内において事業活動を営んでいる法人であること。
- ② 補助事業者の事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
- ③ 需要家所有の蓄電システムの状態を監視し、遠隔制御・制御指示等することが可能な者であること。  
※ 下げDRは遠隔での制御が必須
- ④ 本事業の実施及びその後の各種電力市場等への調整力等の供出に関して、法令、規程、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン（以下、「ERABサイバーセキュリティガイドライン」という）、その他各種セキュリティガイドライン等に基づいた適切な対策等を実施できる者であること。
- ⑤ 遠隔制御・制御指示等を実施するにあたり、蓄電システムとは別に新たにIoT化関連機器を設置する場合は、JC-STAR★1を取得したIoT化関連機器を通じて制御を行う者であること。
- ⑥ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。  
※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は認めない。
- ⑦ その他、次ページに記載する蓄電池アグリゲーターの役割を全て責任をもって遂行できる者であること。

## 2-3.蓄電池アグリゲーターの役割

本事業での蓄電池アグリゲーターの役割・対応業務は下表のとおりとする。

No.	業務項目	業務概要
1	SIIへの登録	SIIへ蓄電池アグリゲーター登録を行うこと 登録内容に変更が生じた場合は速やかにSIIへ報告をすること
2	必要情報の提供	SIIが外部向けに作成する蓄電池アグリゲーター一覧に必要な情報を提供すること（制御可能な蓄電システム種別、販売事業者向け連絡先）
3	対象蓄電システムの登録	制御可能な蓄電システムを登録すること 登録可能な蓄電システムは、P.9【1-7.家庭用蓄電システムの登録】参照
4	共同実施事業者の登録	需要家等と、家庭用蓄電システムの売買契約を締結する販売事業者は、本事業では需要家等と共に事業を行う共同実施事業者となる。共同実施事業者は、需要家等へ事業説明を行い、交付申請を需要家等と共に 必要がある 共同実施事業者は、蓄電池アグリゲーターから登録があった販売事業者のみとする 蓄電池アグリゲーターは登録する販売事業者がP.25に記載の共同実施事業者の役割を真摯に行える事業者であるか確認した上で、登録を行うこと SIIは販売事業者の情報を本事業の特設サイトに公開するので、蓄電池アグリゲーターは販売事業者の許可を得て、必要情報をSIIへ提供すること なお、登録する際は、販売事業者より「共同実施事業者登録規約への同意」を入手し、取り纏めてSIIへ提出すること
5	交付申請の管理	蓄電池アグリゲーターは、共同実施事業者として登録した販売事業者が適切な交付申請を行っているか、管理業務を行うこと
6	DRの説明	販売事業者が需要家等に対して、DRについて正確に説明できるよう、蓄電池アグリゲーターは販売事業者に対して自社が行うDRについて、しっかりと説明をすること
7	DR契約の締結（DRの同意）	本事業を通じて導入される蓄電システムをDR制御対象としたDR契約を補助事業者（需要家）と締結すること。また、DR契約は蓄電システムの状態監視、遠隔制御／制御指示（下げDRは遠隔制御必須）をすることが確認できる内容の契約であること なお、個人情報の取扱いについても明記すること
8	DRの実施	DR対応期間中はP.16 2-4で定められたDRを行うこと。下げDRは遠隔での制御を必須とし、上げDRは制御指示も可とする なお、DR発動の際は、当該エリアの状況に合わせて発動すること IoT化関連機器を新たに設置して、DRを行う場合はJC-STAR★1を取得したIoT化関連機器を通じて制御を行うこと
9	DRの実施状況報告	P.16 2-5で定められた実施状況の報告及びデータ取得期間のデータ提出を国又はSIIから求められた場合は、SIIが指定するデータを提出すること
10	確定検査のサポート	SIIは必要に応じて現地確認を含む確定検査を行う。蓄電池アグリゲーターは補助事業者への連絡や現地確認に必要な調整等、SIIが行う確定検査のサポートを行うこと
11	その他	その他、本事業を実施するにあたって、国及びSIIから指示する業務へ対応すること

## 2-4. DR契約について

本事業におけるDR契約とは、需要家が本事業を通じて導入した家庭用蓄電システムを活用して、蓄電池アグリゲーターが蓄電システムの状態を監視し、需給ひっ迫時の下げDRと再エネ出力制御対策に寄与する上げDRを遠隔でコントロールすること等を契約内容に含み、契約期間は少なくとも事業完了後～2028年3月31日までとすること。

## POINT

- 需給ひっ迫時の下げDR ⇒ 遠隔での制御を必須
- 再エネ出力制御対策時の上げDR ⇒ 遠隔制御または制御指示で対応

## 2-5. 本事業におけるDRの流れ

蓄電池アグリゲーターは、本事業にてDR契約を締結した需要家が導入した家庭用蓄電システムに対して、DR対応期間中の以下の①～③の時にはやむを得ない場合を除き、DR要請又は遠隔制御を行い、国又はSIIから実施状況の報告を求められた場合には実施状況を報告すること。

- ① 需給ひっ迫注意報発令時    ② 需給ひっ迫警報発令時    ③ 国からの節電要請

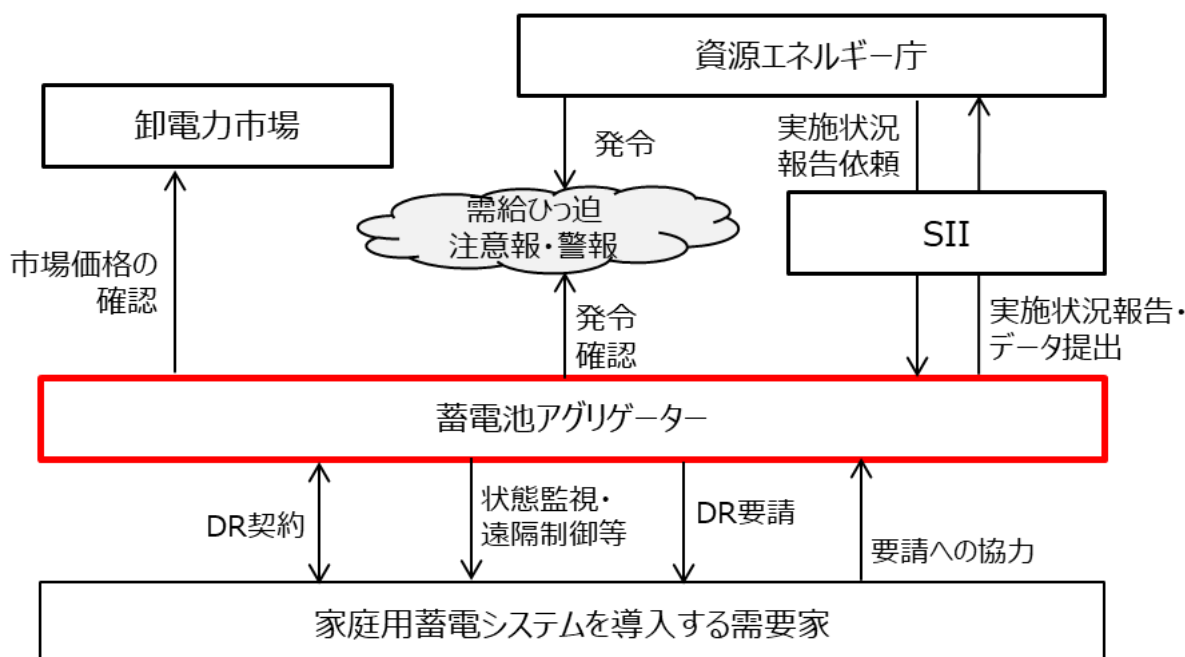
※節電要請期間中のDRは任意とする。

また、①～③の実施状況報告とは別に再エネ出力制御が見込まれる以下の【データ取得期間】は、SIIが別途指定するデータを取得し、国又はSIIから求められた場合はデータを提出すること。

※データ取得期間は、補助事業者とのDR契約開始以降とする。

- 【データ取得期間】
- ・2026年10月22日（木）0:00 ～ 2026年11月11日（水）24:00
  - ・2027年 4月22日（木）0:00 ～ 2027年 5月12日（水）24:00
  - ・2027年10月21日（木）0:00 ～ 2027年11月10日（水）24:00

## 本事業のDR契約に基づくDRイメージ（例）



※実施状況報告の内容については、別途採択を受けた蓄電池アグリゲーターにSIIから伝えることとする。

※DR対応期間中にDR契約の継続が困難となった場合は、早急にSIIに相談すること。

更新あり

## 2-6. 蓄電池アグリゲーターの登録

本事業に参加する蓄電池アグリゲーターは、Jグランツを使用してSIIへ登録申請を行うこと。SIIは登録申請を受け、審査を行った後、蓄電池アグリゲーターの登録及び公表を行う。

○登録申請受付期間：2026年3月24日（火）～ **2026年10月30日（金）**

※登録申請受付～登録公表は1週間～3週間程度

## 2-7. 申請方法

登録申請はJグランツに必要な事項の入力及び必要書類の添付をして行うこと。

### 登録申請の流れ

- 1 **交付規程・公募要領の確認** ✓ 交付規程・公募要領・SII補足資料を確認。
- 2 **GビズIDの取得** ✓ GビズIDのWebサイト (<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>) にてGビズIDプライムアカウントを登録すること。取得方法については、「GビズIDの取得について」を確認すること。
- 3 **事業計画の立案** ✓ 特設サイトより様式をダウンロードし、実施事業の計画を立案。
- 4 **登録申請の準備** ✓ 添付書類を取り揃える。  
※ 提出書類に不備・不足がある場合は、審査の対象外となり得るので留意すること。
- 5 **Jグランツに入力・申請** ✓ Jグランツにログイン  
✓ 申請書類（Excel書式等）の電子データをJグランツに添付し、必要事項を全て入力の上で、申請する。

## 2-8. 添付書類

登録申請時は以下の書類をJグランツに添付をすること。

指定書式は本事業の特設サイトよりダウンロードし、使用すること（No.1を除く。）

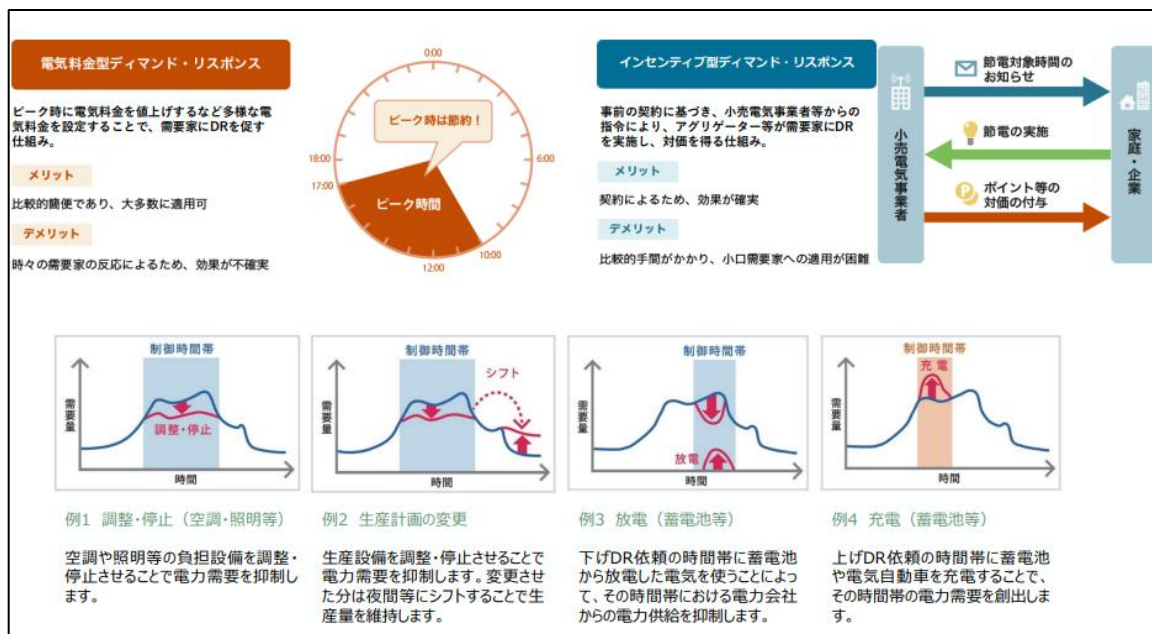
No.	書式	書類名称	備考
1	指定	蓄電池アグリゲーター登録申請書	Jグランツ入力のみ
2	指定	暴力団排除に関する誓約事項	
3	自由	決算報告書（直近2年分）	
4	自由	情報セキュリティポリシー等	ISO/IEC 27001に沿った体制・取組みがとられていることがわかる資料（社内規程等）。ISMS認証等の国際的に認められた認証を取得している場合は、認証を確認できる資料でも可
5	指定	DRビジネスモデル	DRの手法、制御方法等について記載すること
6	指定	家庭用蓄電システムリスト	蓄電池アグリゲーターが自社のDR制御で活用可能と判断する家庭用蓄電システムであること
7	指定	DR制御に必要なIoT化関連機器リスト	個別設計等が必要な機器は、標準的な機器リストを提出すること
8	自由	設備の製品カタログ、仕様書等	個別設計等が必要な機器は、標準的な仕様書等を提出すること
9	自由	DR契約書ひな型	需要家と締結するDRに係る契約書等のひな型を添付すること

## 3.小売型

### 3-1. 小売電気事業者の位置づけ

本事業における小売電気事業者とは、需要の抑制／創出に貢献が可能なメニューを提供し、電力需給のコントロールを行う事業者である。小売電気事業者は事前にSIIにDRメニューを登録すること。SIIに登録可能なDRメニューは電気料金型DRとインセンティブ型DRとする。

#### 【参考】DRの種類



出典：総合資源エネルギー調査会 分散型エネルギー推進戦略ワーキンググループ

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/jisedai\\_kiban/distributed\\_energy\\_wg/pdf/001\\_03\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/distributed_energy_wg/pdf/001_03_00.pdf)

※参考は電気料金型DRとインセンティブ型DRを示す一般的な例であり、DRメニューはこの限りではない。

### 3-2. 小売電気事業者の要件

以下①～⑦の要件を全て満たす事業者を、小売電気事業者として、SIIは登録及び公表をする。

- ① 電気事業法第二条の二に基づき、経済産業大臣の登録を受けた法人であること。
- ② 補助事業者の事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
- ③ 本事業の目的に資するDRメニューを有し、需要家に提供可能であること。
- ④ 本事業の実施及びその後の各種電力市場等への調整力等の供出に関して、法令、規程、ERABサイバーセキュリティガイドライン、その他各種セキュリティガイドライン等に基づいた適切な対策等を実施できる者であること。
- ⑤ 遠隔制御・制御指示等を実施するにあたり、蓄電システムとは別に新たにIoT化関連機器を必須とする場合は、JC-STAR★1を取得した機器を通じて制御を行う者であること。
- ⑥ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。  
※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は認めない。
- ⑦ その他、次ページに記載する本事業内においてのみ求められる小売電気事業者の役割を全て責任をもって遂行できる者であること。

## 3-3. 小売電気事業者の役割

本事業においてのみ求められる小売電気事業者の役割・対応業務は下記の表のとおりとする。

No.	業務項目	業務概要
1	SIIへの登録	SIIへ小売電気事業者の登録及びDRメニューの登録を行うこと 登録内容に変更が生じた場合は速やかにSIIへ報告をすること
2	必要情報の提供	SIIが外部向けに作成する小売電気事業者一覧及びDRメニュー一覧に必要な情報を提供すること（DRメニューに活用可能な蓄電システム種別等）
3	対象蓄電システムの登録	SIIへ自社のDRメニューに適した蓄電システムを登録すること 登録可能な蓄電システムは、P.9【1-7.家庭用蓄電システムの登録】参照
4	共同実施事業者の登録	需要家等と、家庭用蓄電システムの売買契約を締結する販売事業者は、本事業では需要家等と共に事業を行う共同実施事業者となる。共同実施事業者は、需要家等へ事業説明を行い、交付申請を需要家等と共に必要がある 共同実施事業者は、小売電気事業者から登録があった販売事業者のみとする 小売電気事業者は登録する販売事業者がP.25に記載の共同実施事業者の役割を真摯に行える事業者であるか確認した上で、登録を行うこと SIIは販売事業者の情報を本事業の特設サイトに公開するので、小売電気事業者は販売事業者の許可を得て、必要情報をSIIへ提供すること なお、登録する際は、販売事業者より「共同実施事業者登録規約への同意」を入手し、取りまとめてSIIへ提出すること
5	交付申請の管理	小売電気事業者は、販売事業者が適切な交付申請を行えているか、管理業務を行うこと
6	DRメニューの説明	販売事業者が需要家等に対して、DRメニューの内容を説明できるよう、小売電気事業者は販売事業者に対して自社が提供するDRメニューについてしっかりと説明をすること
7	DRメニュー加入の確認	補助事業者（需要家）が事業完了までにSIIに登録されたDRメニューに加入していることを確認すること
8	DRの実施	DR対応期間中は補助事業者（需要家）へのDRメニュー提供を継続すること なお、DR発動の際は、当該エリアの状況に合わせて発動すること 継続が困難になった場合は、契約終了となる前にSIIに報告すること IoT化関連機器を新たに設置して、DRを行う場合はJC-STAR★1を取得したIoT化関連機器を通じて制御を行うこと
9	DRの実施状況報告	No.8に伴い、DR対応期間中はP.21 3-5に定められたデータ取得期間のデータ提出を国又はSIIから求められた場合はSIIが指定するデータを提出すること
10	確定検査のサポート	SIIは必要に応じて現地確認を含む確定検査を行う。小売電気事業者はSIIから求められた場合は、SIIが行う確定検査のサポートを行うこと
11	その他	その他、本事業を実施するにあたって、国及びSIIから指示する業務へ対応すること

### 3-4. DRメニューについて

本事業におけるDRメニューは、需要家が本事業を通じて導入した家庭用蓄電システムを活用して、需要の抑制／創出に貢献が可能なメニューであること。電気料金型DRについては、加入期間は少なくとも2028年3月31日まで継続することを前提とすること。インセンティブ型DRについては、サービス提供期間終了後もDR対応期間中に小売電気事業者が類似のメニューを提供する際は、小売電気事業者は補助事業者にサービスについて事前に案内をすることとし、補助事業者は加入を検討すること。

### 3-5. データ報告について

本事業において登録された小売電気事業者は、DR対応期間中はDRメニューに加入した補助事業者を対象に、再エネ出力制御が見込まれる以下の【データ取得期間】のスマートメーター30分値の集計情報を国又はSIIの求めに応じて報告すること。

※データ取得期間は、補助事業者の蓄電システム設置又はDRメニュー加入以降とする。

【データ取得期間】	・2026年10月22日（木）0:00 ～ 2026年11月11日（水）24:00
	・2027年 4月22日（木）0:00 ～ 2027年 5月12日（水）24:00
	・2027年10月21日（木）0:00 ～ 2027年11月10日（水）24:00

### 3-6. 小売電気事業者及びDRメニューの登録

本事業に参加する小売電気事業者は、J Grantsを使用してSIIへ登録申請を行うこと。SIIは登録申請を受け、審査を行った後、小売電気事業者の登録及び公表を行う。

また、小売電気事業者は登録申請時にDRメニューの登録も必須とする。本事業に登録可能なDRメニューは需要の抑制／創出に貢献が可能なメニューのみとする。

登録申請受付期間 : 2026年3月24日（火）～ **2026年10月30日（金）**

※登録申請受付～登録公表は1週間～3週間程度

### 3-7. 申請方法

登録申請はJグランツに必要事項の入力及び必要書類の添付をして行うこと。申請の流れについてはP.17【2-7. 申請方法】の手順を参照すること。

### 3-8. 添付書類

本事業に参加を希望する小売電気事業者の事業者登録及びDRメニューの登録申請はJグランツで行い、以下の書類を添付すること。

指定書式は本事業の特設サイトからダウンロードし、使用すること。(No.1を除く。)

No.	書式	書類名称	注意事項
1	指定	小売電気事業者登録申請書	Jグランツ入力のみ
2	自由	決算報告書(直近2年分)	
3	指定	DRメニュー登録リスト	指定書式の内容に沿って作成し提出すること 別添資料で説明することも可
4	自由	DRメニュー詳細資料	パンフレット、約款等。HPの出力でも可 DRメニュー登録リストに記載したものを提出すること
5	自由	DRメニューに加入していることがわかる証憑(サンプル)	DRメニュー登録リストに記載したものを提出すること 需要家の実績報告時に、DRメニューに加入していることを示す証憑を提出する必要があるため、そのサンプルを提出すること
6	指定	家庭用蓄電システムリスト	小売電気事業者が自社のDRメニューで活用可能と判断する家庭用蓄電システムであること

以下は必要に応じて

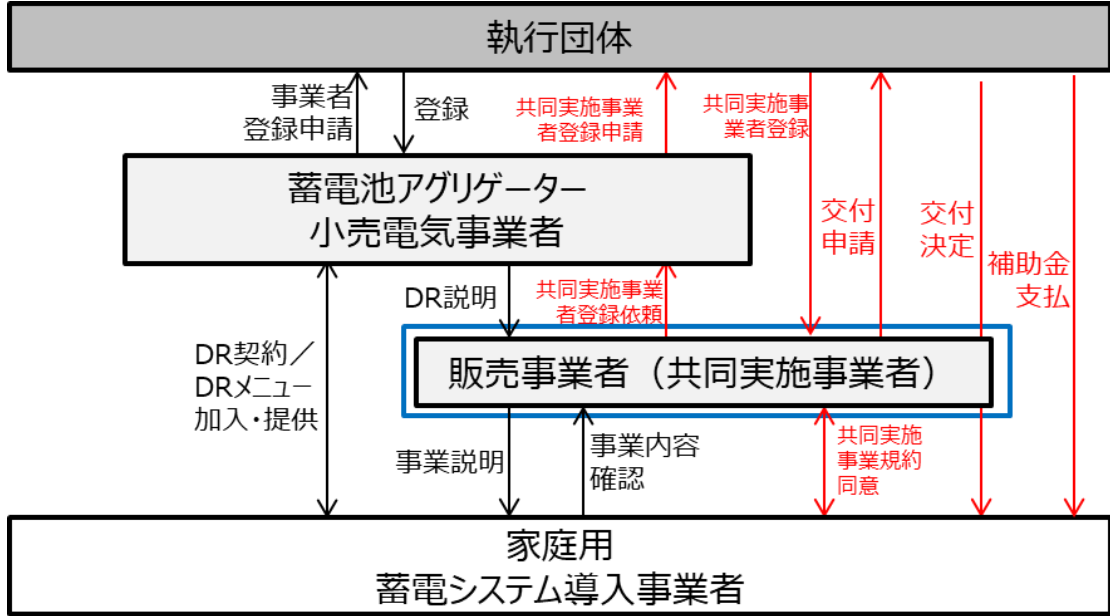
7	指定	DR制御に必要なIoT化関連機器リスト	個別設計等が必要な機器は、標準的な機器リストを提出すること
8	自由	設備の製品カタログ、仕様書等	個別設計等が必要な機器は、標準的な仕様書等を提出すること

## 4.共同実施事業者

## 4-1. 共同実施事業者

本事業では、需要家等と家庭用蓄電システムの売買契約を締結する販売事業者を「共同実施事業者」とする。「共同実施事業者」とは、需要家等と共に申請を行い、補助金の交付申請手続き、補助事業の実施～補助事業の完了、実績報告～精算払請求手続きを需要家等と責任をもって遂行する者として、予め本事業に登録した事業者とする。販売事業者の本事業への参加にあたっては、「共同実施事業者登録規約」に同意を行い、「共同実施事業者」として登録を受ける必要がある。

なお、共同実施事業者の登録は、国やSII及びDNPが優良な事業者として認定するものではない。優良誤認の可能性がある広報活動を行うことは禁止する。



※青枠が本事業における共同実施事業者

## 4-2. 共同実施事業者登録

SIIは共同実施事業者登録を受け、確認を行った後、登録及び本事業の特設サイトにて公開をする。

※ 登録手続きは1週間～2週間程度を想定

## 1) 蓄電池アグリゲーター及び小売電気事業者

本事業に登録された蓄電池アグリゲーター及び小売電気事業者自身が蓄電システムの販売を行う場合は共同実施事業者となる必要があるが、共同実施事業者登録は不要とする。

## 2) 販売事業者

家庭用蓄電システムの販売事業者が共同実施事業者として本事業に参加するには、本事業に登録された蓄電池アグリゲーターまたは小売電気事業者を通して事前にSIIに登録が必要となる。蓄電池アグリゲーター／小売電気事業者が自社に紐づく販売事業者を共同実施事業者として、SIIに登録を行うため、販売事業者は蓄電池アグリゲーター／小売電気事業者へ登録依頼を行うこと。

登録完了後にSIIは共同実施事業者に対して、申請ポータルIDの発行と合わせて登録通知を登録されたメールアドレスへ送付する。申請ポータルIDは以下の場合は複数必要となるので注意すること。

- ① アグリ型で異なる蓄電池アグリゲーターと紐づく場合
- ② 小売型で異なる小売電力事業者と紐づく場合
- ③ アグリ型、小売型の両方で共同実施事業者登録を行う場合

## 4-3. 共同実施事業者の役割

## 1) 共同実施事業者の役割・業務一覧

本事業での共同実施事業者の役割・対応業務は以下の表のとおりとする。

**以下の業務を、真摯に対応しない共同実施事業者に対しては、SIIは共同実施事業者登録を取り消すことがある※。SIIは取消を行った場合、SIIが執行する他の事業においても、当該事業者の登録を認めない場合がある。**

**また、過年度事業において、需要家との合意なく実績報告の未提出や、需要家へ虚偽の説明等で交付決定前契約を行った等で、登録の取り消しを受けていないものの、トラブルが生じた履歴のある事業者については、SIIは登録を行わない場合がある。**

No.	業務項目	業務概要
1	SIIへの登録	P.24【4-2.共同実施事業者登録】を参照し、SIIへ登録をすること 登録内容に変更が生じた場合は速やかに蓄電池アグリゲーター／小売電気事業者へ報告をすること SIIからの連絡は原則電子メールで行われるため、共同実施事業者はメールでの連絡が可能な者とする
2	必要情報の提供	SIIが外部向けに作成する共同実施事業者一覧に必要な情報を本事業における蓄電池アグリゲーター／小売電気事業者へ提供すること（対応可能エリア、連絡先）
3	需要家等への事業説明	交付申請を行うにあたって、申請を検討する需要家等へ正確に事業の内容を説明すること
4	交付申請手続き	申請を検討する需要家等に対して、DRについての詳細な説明を行うとともに、申請をすることとなった場合には、需要家等と必要書類を取りまとめ、共同実施事業規約に同意を行った上で、需要家等と共に交付申請をすること SIIから不備連絡があった場合は迅速に対応をすること 交付申請はポータルサイトを通じて行うため、共同実施事業者はPC操作が可能な者とする
5	DR契約及びDRメニュー加入の確認	補助事業者（需要家等）がDR契約を事業完了時まで締結していること又は事業完了時までDRメニューの加入が完了していることを確認すること
6	系統連系確認	系統連系申請や電力会社への申請状況及び申請に必要な情報を把握できる体制を整えること 通電確認は系統連系完了後に行うため、系統連系完了前に事業完了は不可 共同実施事業者は系統連系完了までに必要な期間を把握し、事業完了期限に間に合うことを確認してから共同実施事業規約に同意をすること
7	実績報告と現地検査のサポート	補助事業者（需要家等）と必要書類を取りまとめ、実績報告をSIIへ提出すること 書類に不備があった場合においては、迅速に不備対応を行うこと。補助事業者（需要家等）または共同実施事業者の責による書類不備によって、検査が期間内に完了できず、補助金の支払いができない場合であっても、SIIは一切の責任を負わない SIIは必要に応じて現地確認を行う。SIIは現地検査の日程調整等を共同実施事業者と行う。共同実施事業者は補助事業者（需要家等）と連携をとり、現地検査の手続きに協力すること
8	その他	その他、本事業を実施するにあたって、国及びSIIから指示する業務へ対応すること

※共同実施事業者登録取り消しとなる例

- ・申請書類等を意図的に偽装した疑いがある場合
- ・申請者に対して、虚偽の説明を行っていた場合
- ・SIIからの連絡に対して、再三対応をしない場合
- ・交付規程、公募要領、申請の手引き等を確認していない場合 等

## 2) 申請における手続き

申請者及び共同実施事業者が、共同実施事業規約に基づき、共に行う手続きは下表のとおりとする。なお、1.「交付申請書の作成及び提出」、8.「実績報告書の作成及び提出」、10.「精算（概算）払請求書の作成及び提出」及び13.「取得財産等管理明細表及び管理台帳の作成及び提出」を除くその他の手続きについては、共同実施事業規約に同意をした場合においても需要家等が希望する場合は需要家等が単独で手続きをすることも可とする。

No.	手続きの内容
1	交付申請書の作成及び提出
2	交付申請取下げ届出書の作成及び提出
3	中止（廃止）承認申請書の作成及び提出
4	計画変更承認申請書の作成及び提出
5	事故報告書の作成及び提出
6	実施状況報告書の作成及び提出
7	承継承認申請書の作成及び提出
8	実績報告書の作成及び提出
9	返還報告書（確定に係るもの）の作成及び提出
10	精算（概算）払請求書の作成及び提出
11	消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書の作成及び提出
12	返還報告書（取消しに係るもの）の作成及び提出
13	取得財産等管理明細表及び管理台帳の作成及び提出
14	その他SIIより提出を求められた書類の作成及び提出
15	その他、上記に関連する手続き

## 5. 交付申請

## 5. 交付申請

### 5-1. 申請期間

交付申請の受付期間は以下のとおりとする。

#### 《交付申請書受付期間》

蓄電池アグリゲーター／小売電気事業者初回登録公表日 ～ **2026年12月10日（木）**

交付決定： 随時 2週間 ～ 5週間程度の審査期間を予定

**交付申請の補助金額の合計が予算額に達した場合、申請受付期間内であっても交付申請の受付を終了する。予算状況は本事業の特設サイトを参照のこと**

### 5-2. 申請の流れ

共同実施事業者は需要家等と協力し、申請ポータルに必要事項の入力及び必要書類の添付を行い、交付申請をする。

※ 申請の受付状況についての問い合わせは不可

#### 交付申請までの流れ

<b>1</b>	<b>交付規程・公募要領の確認</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 交付規程・公募要領の内容を確認</li> <li>※ 交付申請の手引き（特設サイトにて公開予定）も併せて確認</li> </ul>
↓		
<b>2</b>	<b>事業計画の立案</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 導入する蓄電システムの検討。また、DR契約を締結するアグリ型か、DRメニューに加入する小売型かを検討し、事業期間等を確認</li> </ul>
↓		
<b>3</b>	<b>本人認証</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 需要家等（申請者）が個人の場合は、事前に本人確認（proost）を済ませておくこと</li> <li>※ proost認証の手引き（特設サイトにて公開予定）も併せて確認</li> </ul>
↓		
<b>4</b>	<b>共同実施事業者の選定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 家庭用蓄電システムを契約する予定の共同実施事業者を選定する</li> <li>※ 選定の際は複数の販売事業者から見積取得することを推奨</li> <li>✓ 完了期限までに完了可能なスケジュールか共同実施事業者と確認</li> </ul>
↓		
<b>5</b>	<b>申請者/共同実施事業者による情報入力・添付</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 需要家等と共同実施事業者は共同実施事業規約への同意を行う。共同実施事業者は自身のアカウントを使用し、申請ポータルへ必要情報を入力したのち、P.29「提出書類一覧」のとおり必要書類を添付し、申請すること</li> </ul>

交付決定前に着手可能	交付決定前に着手不可
以下の2項目は交付申請までに行うこと ・見積取得 ・共同実施事業規約の同意 以下の3項目は交付決定後の着手開始も可能 ・系統連系※に係る手続き ・需要家-蓄電池アグリゲーター／小売電気事業者間の契約 ・FITの変更認定申請（必要な場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要家等-販売事業者間の蓄電システムに係る契約または受発注及び支払い</li> <li>・蓄電システムの設置・据付工事</li> <li>・代金支払（信販会社経由の着金も不可）</li> </ul>

※ 系統連系は設備によって完了までに要する期間が異なるため、自身が契約している小売電気事業者もしくは販売事業者に、要する期間をよく確認すること

## 5. 交付申請

## 5-3. 提出書類一覧

交付申請は申請ポータルを使用するため、添付書類に○が付いていないものは、申請ポータル上で入力をするのみで可とする。

本事業では申請者に対する通知を全てメールで行うため、申請者はメールアドレスを取得していることが必須となる。また、メールアドレスの確認及び本人確認については申請前に行う必要があるので「proost 認証の手引き（申請者向け）」及び本事業の特設サイトを確認の上、本人確認を行うこと。

No.	書式	書類名称	添付書類	注意事項
1	指定	交付申請書		申請ポータル入力のみ
2	指定	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額		申請ポータル入力のみ
3	指定	役員名簿	○	法人のみ 共同申請者（共同実施事業者含む）分もあわせて 全社分添付すること 指定書式を申請ポータルからダウンロードし、使用すること
4	指定	実施体制図	△	申請ポータル入力のみ ただし、委託先・再委託先が3社以上の場合は、指定書式を申請ポータルからダウンロードして作成し、添付すること
5	指定	共同実施事業規約への同意	○	需要家等と共同実施事業者が事業を共同で行うことへの同意
6	自由	実在証明書類	○	個人事業主のみ以下を添付すること ・青色申告決算書（写し）
7	自由	見積書		申請ポータル入力のみ
8	指定	見積内訳書	○	指定書式は申請ポータルからダウンロードし、使用すること

以下は必要に応じて

9	指定	設備設置承諾書	○	補助対象設備の所有者と、建物の所有権が異なる場合のみ ESCO、TPOの場合は不要 指定書式は申請ポータルからダウンロードし、使用すること
10	自由	リース契約書（雛形）	○	リースの場合のみ
11	指定	リース内訳書		リース内訳書は申請ポータル入力のみ
12	自由	ESCO契約書（雛形）	○	ESCOの場合のみ
13	自由	TPOサービス契約書（雛形）	○	TPOモデルの場合のみ
14	自由	電力供給地点特定番号が確認できる証憑	○	2世帯住宅等、同一の設置場所住所に蓄電システムを設置する場合

## 5-4. 問い合わせ

<お問い合わせ先>

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

令和7年度補正 DR家庭用蓄電池 窓口担当

TEL : 0570-099-017 (ナビダイヤル)

042-204-0218 (IP電話向け)

MAIL : [dr\\_ess\\_info@sii.or.jp](mailto:dr_ess_info@sii.or.jp)

WEB : <https://dr-battery.sii.or.jp/r7h/>

受付時間は平日10:00～12:00、13:00～17:00

※通話料がかかりますので、ご注意ください。

GBIZ IDに関するお問い合わせ

HP : <https://gbiz-id.go.jp/top/>

J Grantsのシステム仕様に関するお問い合わせ

HP : <https://www.jGrants-portal.go.jp/>

※申請内容に関するお問い合わせは上記SIIまでご連絡ください。

## 6.事業の実施

## 6. 事業の実施

### 6-1. 審査及び交付の決定について

SIIは交付申請書に記載された事業内容等について、交付要件等の審査を行った後、採択者を決定する。

**SIIは、交付規程に従って採択された補助事業者に交付決定通知を行う。なお、通知方法は電子メールとし、<<dr\_ess\_notice@sii.or.jp>>から送信するため、受信可能となるよう設定すること。共同実施事業者は、ポータルサイトから交付決定通知書（控）のダウンロードして確認をすること。**

- ※ 交付決定通知に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではない。補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後にSIIが実施する「確定検査」において補助金額を確定する。
- ※ 交付決定後に補助対象経費が増額した場合でも、交付決定金額の増額は認められない。
- ※ 交付決定を受けた後に取り下げて再申請をする場合、受けていた交付決定の権利は完全に失われるため、注意すること。

### 6-2. 採択結果の公表について

SIIは、補助金の交付決定後に、採択件数及び採択された事業に関する情報（交付決定日、補助事業者名、交付決定金額等）を本事業の特設サイトで公表する。

なお、交付決定等に関する情報は、Gビズ INFOにおいてオープンデータとして原則公表される。

- ※ 公開項目はJグランツ>[オープンデータ化](#)を参照
- ※ 「Gビズ INFO」Webサイト：<https://info.gbiz.go.jp/>
- ※ 個人の申請は補助金額の公表のみとする。

### 6-3. 採択事業者への連絡について

SIIは、交付決定日以降の事業実施方法等について、補助事業者向け及び共同実施事業者向けの「補助事業実施の手引き」をそれぞれ本事業の特設サイトと申請ポータル上に公開する。

### 6-4. 補助事業の開始について

補助事業者は、SIIから交付決定通知に記載された交付決定日以降に共同実施事業者へ発注・契約・支払いを行うこと。なお、必須としないが三者見積等を取得し、事業者を比較することを推奨する。三者見積は交付決定前の実施も可とする。交付決定後に共同実施事業者を変更する場合は、契約を行う前にSIIに連絡をし、手続きについて確認をすること。

また補助対象外部分の工事等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにすること（補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがある）。

## 6. 事業の実施

更新あり

## 6-5. 補助事業の計画変更について

補助事業者及び共同実施事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更又は補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、SIIが軽微と判断するものを除いて、原則、所定の様式を用いて申請し、事前に承認を受ける必要がある。（SIIの承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがある）

なお、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、SIIの承認を受ける必要はない。

※何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は原則認めない。

## 6-6. 補助事業の完了について

補助事業は、①補助対象設備に係るDR契約の締結（または同意）またはDRメニューの加入完了、②蓄電システムの設置及び通電確認完了、③蓄電システムの検収完了（IoT化関連機器含む）、④補助事業者（申請者）による補助対象経費の全額支出完了、これら全てをもって事業完了とする。

また、補助事業者から共同実施事業者への代金支払方法は、原則、検収翌月までに金融機関を通じた支払いで行うこと。**クレジット契約（個人の場合の個別クレジット契約※<sup>1</sup>を除く）、クレジットカード払い、割賦契約、現金の手渡し、電子決済、ポイント等での支払い、手形、相殺等による支払いは認めない。また、ATMの振込明細は証憑として認められないので注意すること。※<sup>2</sup>**

なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

※<sup>1</sup> 補助事業者が個人の場合の個別クレジットの取扱いは、P.37「補足③ 個別クレジットについて」を参照のこと

※<sup>2</sup> 支払証憑については、事前に「補助事業実施の手引き」を確認すること

## 本事業で認められる支払方法

支払方法	注意事項
預貯金取扱金融機関を通じた支払い (ネットバンキングも可)	ATMの振込明細は証憑として認められない
(個人の場合のみ) 個別クレジット	P.37「補足③ 個別クレジットについて」を参照のこと

## 6-7. 実績報告及び額の確定について

補助事業者及び共同実施事業者は、補助事業が完了した場合は、**原則、事業完了後30日以内又は実績報告提出最終期限（2027年1月14日（木））のいずれか早い日までに実績報告書をSIIに提出すること。如何なる理由があっても、SIIに事前に相談のない期限延長は認めない。**

SIIは、補助事業者及び共同実施事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類の審査（確定検査）及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。なお、確定検査を行うにあたり、補助事業者及び共同実施事業者が用意する書類は、補助事業実施の手引きで別途伝えるものとする。また、自社からの調達がある場合は、補助対象経費から利益相当分を排除すること。

⇒詳細はP.36「補足② 利益等排除について」を参照のこと

## 6.事業の実施

### 6-8. 補助金の支払いについて

補助事業者は、SIIの確定通知を受けた後に精算払請求を共同実施事業者と行い、その後補助金の支払いを受けることとする。

※ 登録する口座に口座名・種別・口座番号の誤りや、登録時・着金時の間に口座を変更し、事業者事由により補助金振り込みができなかった場合、補助金の支払いを受けられない場合があるので注意すること

### 6-9. 取得財産等の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要がある。また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分制限期間内に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとする時は、あらかじめSIIの承認を受ける必要がある。

※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう

※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に準ずる

※ 購入して取得した財産を、リース資産としての計上に切り替える場合も、譲渡に該当し、財産処分に該当する

### 6-10. 罰則・加算金等について

補助事業者又は共同実施事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられる場合があることに留意すること。

- 交付決定の取消し、補助金の返還及び加算金や延滞金の納付
- 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- 事務局及びSIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ること
- 補助事業者等の名称及び不正内容の公表

## 6.事業の実施

### 6-11. 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除に関する下記①～⑤に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはならない。
- (2) 補助事業者及び共同実施事業者は、補助金の交付の申請をするにあたって、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記①～⑤のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものとする。また、個人情報（役員名簿等）について、暴力団排除の確認のために、事務局が所管官庁及び警察当局へ提供すること、並びに警察当局から当該情報の回答を受けることに同意したものとする。  
この誓約が虚偽又はこの誓約に反したことにより、補助事業者及び共同実施事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けない。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑤ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、業務妨害行為等を行っているとき

(3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消しなどの措置が執られることになる。

(4) 補助事業者の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出することとする。

## 補足① リース等の利用について

### 補助対象設備の所有者と、その設備の使用者が異なる場合 (リース等を利用する場合)

- リースを利用する場合は、所有者であるリース事業者等と、補助対象設備の使用者と共同で交付申請を行うこと。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示すること。
- 補助対象となる設備は、処分制限期間（法定耐用年数）の間使用すること。  
リース期間は処分制限期間以上であること。  
なお、処分制限期間内に財産処分を行う時は、事前にSIIの承認を受けること。  
※ 詳細はP.34【6-9 取得財産等の管理等について】を参照のこと。
- 転リース等、通常のリースと異なる体制で本事業を実施する場合は、必ず申請前にSIIと協議を行い、その体制について許可を得ること。  
なお、協議の際は、スキーム図を添えて連絡すること。

## 補足② 利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身での調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上すること。

- ※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

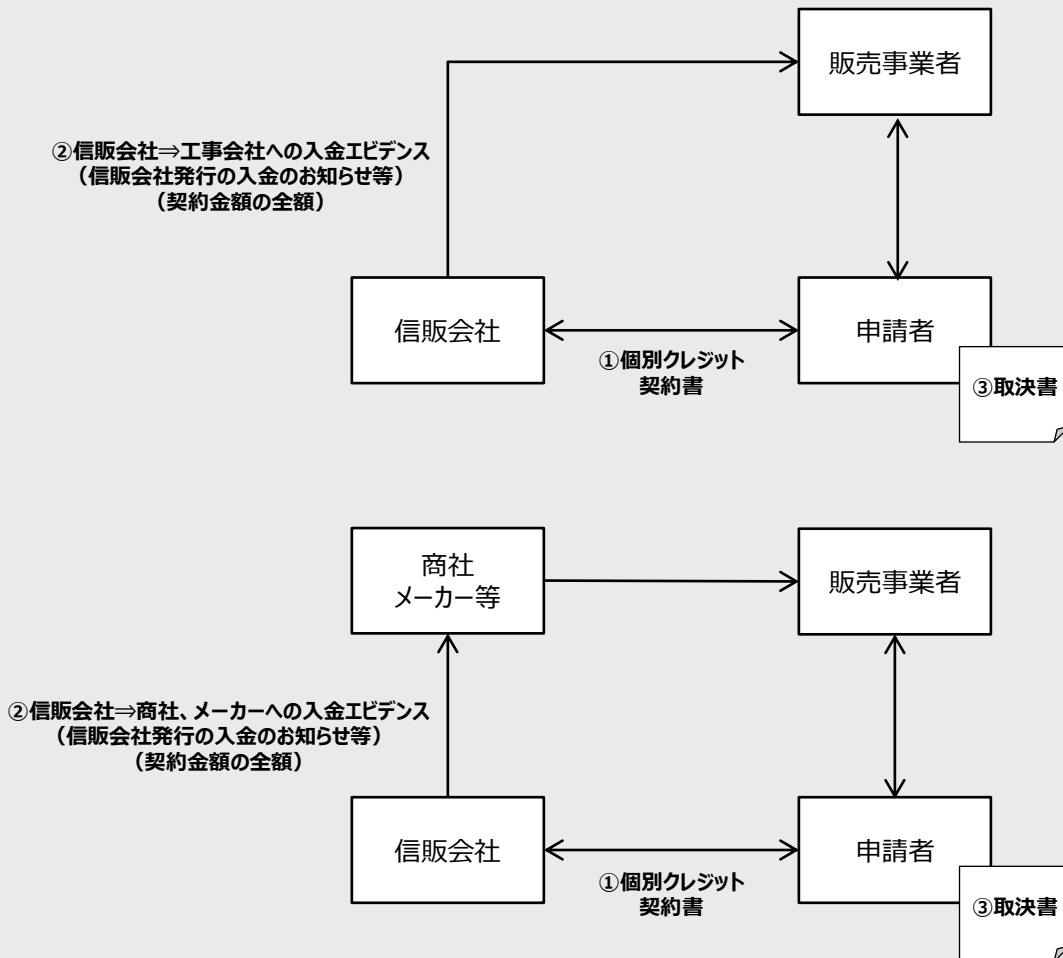
### 補足③ 個別クレジットについて

補助事業者が個人の場合であって、補助対象機器の購入にあたり個別クレジットを利用する場合、以下の条件を満たすことを条件に、申請を可とする。

1. 債務が完済されるまで当該機器の所有権がクレジット会社に留保される契約であること
2. 交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてること
3. 個別クレジット取扱会社は、経済産業省に登録されている個別信用購入あっせん業者であること

個別クレジットを利用する際は、実績報告時に以下の3種類の書類を提出すること。

- ① 個別クレジット契約書（コピー）
- ② 信販会社⇒工事会社（3社間クレジットの場合は信販会社⇒商社、メーカー）への信販会社発行の入金エビデンス（コピー）
- ③ 個別クレジット契約による補助金受給に関する取決書



#### 【注意事項】

- 信販会社から工事会社への入金は、各種手数料等（振込手数料は除く）を差し引かず、契約書と同金額の入金額であること。**各種手数料が差し引かれている場合は補助対象外となる。（加盟店手数料、一括払い手数料、スキップ払い手数料等）ポイントの差引きも一切認められない。**

## 7. 個人情報の取扱いについて

## 7. 個人情報の取扱いについて

## 【個人情報の取扱いについて】

## (1) 個人情報の取得について

SIIは本事業の実施のため、以下(2)に記載する情報を取得します。これらの取得した情報を、(3)に記載する利用目的で利用し、(5)に記載する範囲・目的で提供することに、申請者及び共同実施事業者は同意するものとします。

- SIIの個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://sii.or.jp/privacy/>

## (2) 取得する情報

SIIは以下を含む情報を取得します。(proost経由で取得した情報も含む。)

- ① 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報等の補助事業者情報
- ② DRの実施状況データ
- ③ その他、本事業に必要な情報

なお、申請者及び共同実施事業者等が、SIIに提供する上記の情報に、申請者及び共同実施事業者等が自ら取得した個人情報が含まれる場合、SIIへの提供及びSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとし、ます。

## (3) 利用目的

SIIは(2)で取得した情報を以下の目的で利用します。

- ① 本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握
- ② DRの実施状況・効果の把握
- ③ SIIの各種情報案内、アンケート・調査の実施
- ④ その他、本事業の運営に必要な業務の実施

## (4) 第三者への提供について

SIIは(2)で取得した情報を、以下の場合及び(5)へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限ります。

- ① 法令により提供を求められた場合
- ② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## (5) 本事業における提供先及び提供情報について

本事業では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供します。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本事業の申請状況・効果分析</li> <li>• その他、再エネ導入拡大に資する調査・研究</li> </ul>	(2) ①②③	メール、Webストレージ	
一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交付決定事業者名(法人のみ)、交付決定金額の確認</li> </ul>	事業者名(法人のみ)、交付決定金額	SII HPへの掲載	※公開情報に直接的な個人情報は含みません。

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う

※2 「(9)」に示す外部委託先は提供先として扱わない

## 7. 個人情報の取扱いについて

### (6) 匿名加工情報の提供について

本事業では、SIIのHP等でDRの実施状況・効果のデータ公開を目的として、(2)で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、外部へ提供する場合があります。提供時には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。SIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認下さい。  
[https://sii.or.jp/anonymous\\_processing/index.html](https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html)

### (7) 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

### (8) 共同利用

取得した(2)の情報は、(3)の利用目的で、事務局を構成するDNPと共同利用します。

●DNPの個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://www.dnp.co.jp/privacy/>

### (9) 外部委託

SIIは(2)で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社等に対しては、適切な管理及び保護を行います。

### (10) 開示請求等について

SIIが保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認のうえ、対応いたします。

#### <相談窓口>

●SII

個人情報取扱管理担当

[p-support@sii.or.jp](mailto:p-support@sii.or.jp)

# 巻末.改訂履歴

日付	区分	改訂箇所	改訂内容
2026/3/24	新規作成	—	—
2026/3/26	更新	P.12	補助事業完了期限、公募締切日を更新
2026/3/26	更新	P.17	蓄電池アグリゲーター登録申請締切日を更新
2026/3/26	更新	P.21	小売電気事業者登録申請締切日、DRメニュー登録締切日を更新
2026/3/26	更新	P.28	交付申請書受付期間を更新
2026/3/26	更新	P.33	実績報告書提出最終期限を更新



公募に関するお問い合わせ、申請方法等のご相談・ご連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第3部  
令和7年度補正DR家庭用蓄電池 窓口担当

**TEL : 0570-099-017 (ナビダイヤル) 042-204-0218 (IP電話向け)**

**MAIL : [dr\\_ess\\_info@sii.or.jp](mailto:dr_ess_info@sii.or.jp)**

**WEB : <https://dr-battery.sii.or.jp/r7h/>**

受付時間は平日の10:00~12:00、13:00~17:00です。

通話料がかかりますのでご注意ください。